

地方分権及び道州制を巡る動き

- 平成 5 年 6 月 3 日 地方分権の推進に関する決議（衆議院）
6 月 4 日 地方分権の推進に関する決議（参議院）
10 月 27 日 第三次行革審最終答申【「規制緩和」と「地方分権」に重点】
- 平成 6 年 9 月 26 日 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」を内閣並びに国会に提出
11 月 22 日 地方分権の推進に関する答申（第 24 次地方制度調査会）
12 月 25 日 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
- 平成 7 年 5 月 19 日 地方分権推進法成立
7 月 3 日 地方分権推進法施行
地方分権推進委員会発足
- 平成 8 年 3 月 29 日 地方分権推進委員会中間報告（分権型社会の創造）
12 月 20 日 地方分権推進委員会第 1 次勧告
・機関委任事務制度の廃止，国の関与の新たなルール，権限移譲 等
- 平成 9 年 7 月 8 日 地方分権推進委員会第 2 次勧告
・事務区分，国地方関係調整ルール，必置規制，都道府県と市町村の
関係，行政体制の整備，補助金・税財源 等
9 月 2 日 地方分権推進委員会第 3 次勧告
・地方事務官，事務区分（駐留軍用地特措法）
10 月 9 日 地方分権推進委員会第 4 次勧告
・係争処理手続，事務区分，国の関与，権限移譲 等
- 平成 10 年 5 月 29 日 地方分権推進計画閣議決定
11 月 19 日 地方分権推進委員会第 5 次勧告
・公共事業のあり方，非公共事業のあり方，国が策定する各種計画等の
見直し
- 平成 11 年 3 月 26 日 地方分権一括法案閣議決定
第 2 次地方分権推進計画閣議決定
7 月 8 日 地方分権一括法成立
7 月 16 日 地方分権一括法公布
合併特例法改正（合併算定替期間延長等）

- 平成12年 4月 1日 地方分権一括法施行
- 5月12日 改正地方分権推進法成立【有効期間の1年延長】
- 8月 8日 地方分権推進委員会意見
・監視活動の結果に基づく意見（国庫補助負担金の整理合理化と当面の地方税源の充実確保策，法令における条例・規則への委任のあり方，個別法に関する諸点）
- 11月27日 地方分権推進委員会意見
・市町村合併の推進についての意見
- 12月 1日 行政改革大綱（閣議決定）
・行政改革の重要課題の1つとしての位置付け
- 12月 6日 合併特例法改正（市制要件の緩和：3万人特例）
- 平成13年 6月14日 地方分権推進委員会最終報告
・地方税財源充実確保方策についての提言
・分権改革の更なる飛躍の展望 等
- 6月26日 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（経済財政諮問会議）閣議決定
- 7月 2日 地方分権推進法失効
- 7月 3日 地方分権改革推進会議発足
- 11月19日 第27次地方制度調査会設置
- 12月12日 地方分権改革推進会議中間論点整理
- 平成14年 6月17日 地方分権改革推進会議中間報告
・事務・事業の在り方について
- 6月21日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」閣議決定
- 6月25日 小泉総理大臣より地方分権改革推進会議に対し，国と地方の事務事業のあり方，国庫補助負担金の廃止等に関する原案作成を指示（原案をもとに，各大臣が年内を目途に結論）
- 10月30日 地方分権改革推進会議意見
・事務・事業の在り方に関する意見
- 11月 1日 第27次地方制度調査会「西尾私案」審議
・小規模町村については，17年4月以降，一定の期間を経て，特例的な取扱いを検討

- 平成15年 4月30日 第27次地方制度調査会中間報告
 ・今後の地方自治制度のあり方について
- 6月 6日 地方分権改革推進会議意見
 ・三位一体改革についての意見
- 6月 6日 地方自治法一部改正
 ・公の施設の管理について指定管理者制度を導入
- 6月27日 経済財政諮問会議「基本方針2003」閣議決定
 ・三位一体改革の具体的な改革工程を提示
- 7月 2日 市町村合併特例法改正（市制要件3万人特例の延長）
- 8月26日 小泉総理から北海道知事に対し、「道州制特区」を提案
- 11月13日 **地方自治制度のあり方に関する答申**（第27次地方制度調査会）
 ・平成17年4月以降の合併推進の手法（合併新法）
 ・基礎自治体のあり方，大都市のあり方
 ・広域自治体のあり方（都道府県合併と道州制）
- 平成16年 3月 1日 第28次地方制度調査会設置
 ・道州制のあり方，大都市制度のあり方，議会のあり方，地方の自主性・自律性の拡大のあり方 等
- 4月26日 北海道道州制特区を内閣府に提案
- 5月12日 地方分権改革推進会議意見
 ・地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備について
 地方分権改革推進会議は，7月2日で任期切れ
- 5月19日 合併3法（合併新法，合併特例法一部改正，地方自治法一部改正）成立
- 6月 4日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」閣議決定
 （三位一体改革）
 ・平成18年度までの全体像を平成16年秋に明示
 ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す 等
 （道州制導入）
 ・将来の道州制の導入に関する検討を本格化
 ・「道州制特区」の推進体制を整備
- 11月 8日 第28次地方制度調査会（道州制に関する論点メモ）
- 12月 2日 道州制の検討に関する副大臣PT発足（関係10府省副大臣）

- 平成17年 6月21日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」閣議決定
 (三位一体改革)
 ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す
 ・義務教育費国庫負担金など残された課題は秋までに結論
 (道州制導入)
 ・将来の道州制の導入に関する検討を引続き進める
- 12月 9日 **地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申**
道州制のあり方に関する調査審議の概況報告
 (第28次地方制度調査会)
- 12月24日 「行政改革の重要方針」閣議決定
- 12月27日 竹中総務大臣主催「地方分権21世紀ビジョン懇談会」設置
 ・地方の自由度の拡大のための改革(道州制を視野に入れた国と地方の役割分担の見直し)
 ・地方の責任の明確化のための改革(破たん・再建法制の検討)
 ・地方行革の推進(地方自治体の資産・負債管理等)等
- 平成18年 1月13日 道州制のあり方に関する総括論点整理(第28次地方制度調査会)
 地方六団体「新地方分権構想検討委員会」設置
 ・あるべき分権社会のビジョン
 ・国と地方の税源配分, 税源移譲等
- 2月10日 行政改革推進本部において行革法案了承
 ・簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案
 (政策金融改革, 独法見直し, 特別会計改革, 総人件費改革, 資産債務改革等)
- 2月28日 **道州制のあり方に関する答申**(第28次地方制度調査会)
 ・広域自治体改革に当たっては道州制の導入が適当
- 4月17日 新地方分権構想検討委員会が「分権型社会のビジョン(中間報告)」
 を地方六団体に提出
- 5月19日 「道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案」閣議決定,
 国会提出 (第165回臨時国会)において継続審議)
- 6月 7日 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」を内閣並びに国会に提出
 (地方財政自立のための7つの提言)
 【提言1】「新地方分権推進法」の制定
 【提言2】「地方行財政会議」の設置
 【提言3】地方税の充実強化による不交付団体人口の大幅増
 【提言4】「地方交付税」を「地方共有税」に
 【提言5】税源移譲に対応し, 国庫補助負担金の総件数を半減(一般財源化)して
 約200とし, 地方の改革案を実現
 【提言6】国と地方の関係の総点検による財政再建
 【提言7】財政再建団体基準の透明化, 首長・議会責任の強化, 住民負担の導入

平成18年 7月 3日 「地方分権21世紀ビジョン懇談会」報告書
(道州制, 市町村合併, 都道府県と市町村の関係の見直し)

・道州制

第28次地方制度調査会の答申(平成18年2月28日)を踏まえ, 10年後の姿として, 道州制への移行の検討を含め本格的な地方分権を目指すべきである

・市町村合併

自立できる体力ある自治体を増やすという観点から, 現在約1,800となった市町村の合併をさらに推進すべきである

・都道府県と市町村の関係の見直し

都道府県(道州)から市町村への権限, 税財源の移譲を推進する必要がある

7月 7日 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」閣議決定
(歳出歳入一体改革) ~ 地方財政(地方交付税等)

・地方交付税の現行法定率は堅持

・地方交付税の現行水準, 地方の財政収支の状況, 国の一般会計予算の状況, 地方財源不足に係る最近10年間ほどの国による対応等を踏まえ, 適切に対処

・安定的な財政運営に必要な地方税, 地方交付税(地方財政計画ベース)等の一般財源の総額を確保

・地方分権に向けて, 関係法令の一括した見直し等により, 国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに, 国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小等を図る

・交付税について, 地方団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつ, 算定の簡素化を図る

・地方税について, 国・地方の財政状況を踏まえつつ, 交付税, 補助金の見直しとあわせ, 税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど一体的な検討を図る

・再建法制等も適切に見直す

(道州制)

・道州制導入の検討を促進する

7月12日 地方六団体「地方分権の推進に関する意見書」に対する内閣の回答

・全体として, 「基本方針2006」の範囲内の表現にとどまる。

・地方分権改革の一括法の制定, 国と地方の役割分担の見直し, 国の関与・国庫補助負担金の廃止・縮小, 交付税の見直し, 税源移譲を含めた税源配分の見直しなどについて, 一体的な改革を進めるとの方向性を明示

・一方で, 「地方行財政会議」の設置や「地方共有税」等については言及されず。

9月 5日 全国知事会「地方分権のさらなる推進に向けた公開質問状」提出

・自民党総裁選立候補者へ公開質問状を提出

・地方分権推進・一括法, 地方に関わる政策決定への地方の参画, 地方への税財源移譲などについて

9月15日 地方六団体「地方分権改革推進法(仮称)」の早期制定について」提言
(「地方分権改革推進法」骨子案)

基本理念

「地域のことは, 地方公共団体が担い, 住民が自らの責任に基づき決定する」という地方自治の本旨に基づく「豊かな自治と新しい国のかたち」の実現

地方分権改革の推進に関する施策及び基本方針

(1) 国と地方公共団体との役割分担の見直し等

(2) 地方税財源の充実強化等

(3) 内政の政策立案等に関する地方の参画の推進

その他

・地方分権改革推進計画の作成や同推進委員会, 同推進本部の設置

・施行から3年経過後に失効

- 平成18年 9月26日 安倍新内閣に道州制担当大臣を置き，道州制特区法案などを担当
- 平成18年 9月29日 安倍総理大臣所信表明演説
「21世紀にふさわしい行政機構の抜本的な改革，再編や道州制の本格的な導入に向けた『道州制ビジョン』の策定など，行政全体の新たなグランドデザインを描いてまいります。」
- 平成18年10月27日 「地方分権改革推進法案」閣議決定，国会提出
（「地方分権改革推進法案」の概要【抜粋】）
基本理念
地方分権改革の推進は，個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として，次の基本理念に基づいて行う。
・国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。
・地方公共団体の自主性及び自立性を高める ことによって，
地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進する。
地方分権改革の推進に関する基本方針
国は，国が本来果たすべき役割を重点的に担い，住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として，次の措置を講ずる。
地方公共団体への権限移譲の推進
地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けの整理・合理化
地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理・合理化 など
その他
・地方分権改革推進計画の作成，地方分権改革推進委員会の設置
・施行日から起算して3年で失効
- 11月30日 新地方分権構想検討委員会が「『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』第二期地方分権改革とその後の改革の方向（分権型社会のビジョン（最終報告））」を取りまとめ
- 12月 8日 「地方分権改革推進法」が成立**
- 12月13日 「道州制特別地域における広域行政の推進に関する法律」（道州制特区推進法）が成立
- 12月18日 全国知事会公共調達に関するプロジェクトチームが「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」を取りまとめ（知事会議報告）
（「都道府県の公共調達改革に関する指針（緊急報告）」の概要【抜粋】）
官製談合の防止
・コンプライアンスの徹底
・内部通報制度の整備
・再就職制限とOB等からの働きかけ防止
・議会等の関与
談合を防止する入札制度の改革
・一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止
・総合評価方式の拡充
・電子入札の拡大
・情報公開の推進
・ペナルティの強化
・地域産業の育成と公正な競争の確保
・物品調達等の一般競争入札の拡大
・入札事務の適正化 等

平成19年 1月18日 全国知事会が「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめ(知事会議)
(「道州制に関する基本的考え方」の概要【抜粋】)

道州制の基本原則

- (1) 道州制は地方分権を推進するもの
 - (2) 地方自治体は道州と市町村の二階層
 - (3) 国と地方の役割分担を抜本的に見直し、内政に関する事務は地方が主体
 - (4) 「中央省庁の解体再編」を含めた役割分担の明確化
 - (5) 道州に広範な条例制定権を付与
 - (6) 自主性自立性の高い地方税財政制度の構築
 - (7) 枠組先行ではなく、地理的歴史的文化的条件等を勘案して決定
- 地方分権改革推進法に沿った分権改革の推進

道州制検討の進め方

- (1) 国・地方一体となった検討機関の設置
- (2) 国民意識の醸成

具体的な検討課題

大都市圏との関係、首長議会議員の選出方法、道州の組織機構のあり方 等

平成19年 1月26日 渡辺道州制担当大臣の下に「道州制ビジョン懇談会」設置

- ・「道州制ビジョン」策定に資するため道州制導入に関する基本的事項を議論
- ・検討内容：道州制の導入に関する基本的事項(道州制の導入により実現される地域社会、経済社会等の姿、道州制の下における新しい国・地方の政府象 等)
- ・道州制協議会(各ブロックの経済界を構成員)の設置
- ・平成19年度中に道州制の大枠についての論点整理としての中間報告を予定

2月27日 全国知事会地方分権推進特別委員会において、第二期地方分権改革(国と地方の役割分担)に係る調査を開始

- ・21の行政分野ごとに各県において、事務事業調査、国庫補助負担金等調査、構造改革特区等調査を実施
- ・21の行政分野を大括りにして6つのPTを設け、国と地方の役割分担に関する詳細な議論を順次実施する予定

3月 9日 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案が国会に提案
(3月6日夕張市が財政再建団体に認定)

4月 2日 地方分権改革推進委員会設置

〔議事〕委員長互選等

井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
猪瀬 直樹	作家
小早川 光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
露木 順一	神奈川県開成町長
丹羽 宇一郎	伊藤忠商事株式会社取締役会長
増田 寛也	岩手県知事
横尾 俊彦	佐賀県多久市長

5月30日 地方分権改革推進委員会が、「地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方」を取りまとめ

- ・地方分権改革の目指すべき方向性...「分権型社会への転換」、「地方の活力を高め、強い地方を創出」、「簡素で効率的な筋肉質の行財政システム」、「自己決定・自己責任、受益と負担の明確化により地方を主役に(自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府の確立)」
- ・地方分権改革推進のための基本原則...「基礎自治体優先」、「明快、簡素・効率」、「自由と責任、自立と連帯」、「受益と負担の明確化」、「透明性の向上と住民本位」 等

平成19年 6月11日 地方分権改革推進本部 第1回会合

6月14日 自民党道州制調査会が「道州制に関する第2次中間報告」を取りまとめ

- ・3年以内に策定する「道州制ビジョン」の他、基本法制定等を経て、今から8～10年後をめどに完全に道州制に移行
- ・外交等「国家の存立」や資源エネルギー対策といった「国家戦略」に関わる機能に国の役割を集中し、それ以外の政策は基本的に地方へ移譲すべきと提言。(1)国が基準を定める場合も実施主体は地方(2)国の出先機関廃止(3)国庫補助事業の地方移管、の原則を明記
- ・基礎自治体について「一定の人口・財政規模を有するものに移行すべきだ」とし、市町村の再合併推進の必要性を指摘

6月15日 地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立

6月19日 「経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～」閣議決定

(歳出・歳入一体改革) … 「基本方針 2006」の踏襲

- ・「基本方針 2006」の5年間の歳出改革を実現
- ・「進路と戦略」の予算編成原則を堅持
- ・こうした歳出改革でもなお対応しきれない社会保障等の負担増については安定税源を確保 (H19 秋以降の税制改正議論において)

(地方分権改革)

- ・「新分権一括法案」を3年以内に国会に提出
- ・地方分権改革推進委員会は、「基本的な考え方」に基づき、国と地方の役割分担の見直し等の検討を行い、概ね2年以内を目途に順次勧告
- ・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税財源配分見直しの一体的な改革を、地方債を含めて検討
- ・地方間の税源偏在の是正策を検討し、格差縮小を目指す。
- ・いわゆる「ふるさと納税」について税制上の方策実現に向けて検討
- ・地方支分部局の抜本改革
- ・道州制実現を前提として、「道州制ビジョン」策定に向けた中間報告をH19年度中に取りまとめ

7月 3日 第29次地方制度調査会第1回総会

- ・市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度のあり方

7月25日 全国知事会と政府の地方分権改革推進委員会の意見交換会

- ・全国知事会長が、7月12,13日の全国知事会議で取りまとめた「第二期地方分権改革への提言」を政府の地方分権改革推進委員会へ提出

平成19年10月 1日 福田総理大臣所信表明演説

(「いわゆる格差問題への対応」)

…国と地方が定期的に意見交換を行うなど、地方の皆様の声に真剣に耳を傾け、地域力再生機構の創設等、地方再生への構造改革を進めてまいります。

…地方と都会がともに支え合う「共生」の考え方の下、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方自治体に対する一層の権限移譲を行うとともに、財政面からも地方が自立できるよう、地方税財政の改革に取り組みます。さらに、地方分権の総仕上げである道州制の実現に向け、検討を加速します。」

11月 2日 自由民主党道州制推進本部設置

道州制調査会を発展的に解消し、総裁直属機関として設置

平成19年11月16日	<p>地方分権改革推進委員会が「中間的な取りまとめ」を取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告に向けて検討の方向性を示す「羅針盤」 ・ 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み 地方政府の確立のための権限移譲， 完全自治体の実現， 行政の総合性の確保， 地方活性化， 自治を担う能力の向上 ・ 法制的な仕組みの見直し等 義務付け・枠付け， 関与の見直し， 条例制定権の拡大， 新たな義務付け・枠付け， 関与についてのチェックシステム， 都道府県から市町村への権限移譲の法制化 ・ 個別の行政分野・事務事業の抜本の見直し・検討 重点事項 医療， 生活保護， 幼保一元化， 義務教育， 道路， 河川， 農業 その他の主な事項 福祉・保健， 労働， 子ども， 教育， 住宅・都市， 交通・観光， 環境， 農業， 商工業， 防災 ・ 地方分権改革と地域の再生 過疎化する中心市街地や地域集落の再生への道筋 ・ 税財政 国と地方の財政関係， 地域間財政力格差の是正， 社会資本整備に 関する財政負担， 国庫補助負担金改革， 財政規律 ・ 分権型社会への転換に向けた行政体制 広域連携の拡充， 大都市制度のあり方， 地方支分部局等の見直し
11月20日	<p>「広島県自治体代表者会議及び広島県分権改革推進連盟」合同会議を開催（東京：東海大学校友会館）</p>
12月18日	<p>地方財政対策において、「地方再生対策費（約4,000億円）」等によって地方交付税額の減少に歯止め。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の偏在是正により生ずる財源(地方法人特別税と地方法人特別譲与税)を活用して地方財政計画の歳出に「地方再生対策費」(特別枠)4,000億円を確保 ・ 平成20年度は，特例地方債(臨時財政対策債)の発行で措置 ・ 4,000億円の配分は，都道府県分1,500億円程度，市町村分2,500億円程度の予定 ・ 財政状況の厳しい地域に重点的に配分することとし，第一次産業就業者比率や高齢者人口比率等を算定に反映。また，合併市町村には，旧市町村単位で算定した額を合算
12月19日	<p>政府「税制改正大綱」「地方法人特別税」の創設（消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人事業税（所得割・収入割）の一部（2.6兆円）を分離し，地方法人特別税（国税）とする。 ・ 地方法人特別税の課税標準は法人事業税の税額 ・ 地方法人特別税の賦課徴収は都道府県が実施 ・ 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用 ・ 地方法人特別税の税収は都道府県に「地方法人特別譲与税」として譲与 ・ 譲与基準は，人口(2分の1)及び従業者数(2分の1) ・ 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与 ・ 広島県への影響額...約28億円（総務省試算）
平成20年 1月24日	<p>「道路特定財源の暫定税率延長等に関する緊急会議」を開催（東京：東海大学校友会館）</p>

- 平成20年 2月 8日 地方六団体主催「道路財源の確保」緊急大会を開催（東京：憲政記念館）
- 2月 8日 全国知事会地方分権推進特別委員会が「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」を取りまとめ
- ・地方分権改革推進委員会からの要請を請け、8府省17出先機関の具体的な見直しを提案
 - ・都道府県単位の出先機関については原則廃止、ブロック単位の出先機関について地方でできるものは廃止（但し、入国管理、税関、地方航空局等は合理化を図った上で国に残す）
 - ・国家公務員33万人 うち地方出先機関21万人
うち今回見直し対象9.6万人
(試算)
- 国に残すもの2万人+地方に移譲するもの5.5万人+削減2.1万人
- 3月18日 (社)日本経団連「道州制の導入に向けた第2次提言 中間とりまとめ」
- ・道州制の理念と基本
中央集権体制から地域自立体制へ 「平成の廃県置州」
 - ・国、道州、基礎自治体の役割と権限を例示
 - ・道州制における税財政制度
地方共有税を創設し水平調整。沈み込み交付金を新設
 - ・道州制導入のプロセス
基本法を制定（2010年）し、道州制導入一括法を制定（2013年）2015年を目途に導入
- 3月24日 道州制ビジョン懇談会「中間報告」
- ・道州制の理念と基本
中央集権型国家から分権型国家へ 「地域主権型道州制」
 - ・国、道州、基礎自治体の役割と権限を例示
 - ・道州制における税財政制度
偏在性が少なく安定的な税体系。課税自主権の付与
専門委員会を設置し1年を目途に検討
 - ・道州制導入のプロセス
「道州制基本法（仮称）」を制定し内閣に検討機関を設置
概ね10年後（2018年度）の導入を目指す
- 4月18日 地方六団体「道路暫定税率の回復と住民生活の安定を求める緊急大会」を開催
- 5月28日 地方分権改革推進委員会第1次勧告**
- ・国と地方の役割分担の基本的な考え方
完全自治体の実現，都道府県から市町村（特に「市」）への権限移譲の推進
 - ・重点行政分野の抜本的見直し
くらしづくり分野
幼保一元化・子ども...認定こども園制度の一本化，保育所入所要件の見直し
教育...教職員人事権の中核市への移譲，人事権者と給与負担者との一致（政令市，中核市）
医療...基準病床数の算定方法の見直し
生活保護...制度全般について総合的な見直し検討
福祉・公営住宅...福祉施設の設備基準，公営住宅の整備基準について国は標準のみ
保健所...所長要件見直し
労働

まちづくり分野

土地利用(都市計画,農地等)...都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止等

道路...直轄国道要件を見直し,主に地域内交通を分担する道路は都道府県に移管

河川...県内完結一級河川を都道府県に移管

防災

交通・観光...港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与縮小

商工業...商工団体の一元化を含めた地域商工団体のあり方

農業...農業委員会の選挙区等,組織運営の弾力化

環境

・基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

64法律,359事務の都道府県から市町村への法令による移譲及び補助対象財産の財産処分の弾力化

・現下の重要二課題(道路特財一般化,消費者行政)

・第2次勧告に向けた検討課題

国の出先機関見直し,法制的な仕組みの横断的見直し(義務付け・枠つけの見直し)

平成20年	5月30日	地方分権改革推進委員長から総理へ勧告を手交
	6月5日	自民党道州制推進本部「道州制に関する意見交換会」 ・知事及び林議長が出席 ・この日のヒアリング割当団体 中国・四国地方9県
	6月20日	政府地方分権改革推進本部「地方分権改革推進要綱(第1次)」決定
	6月20日	全国知事会から国土交通省へ権限移譲に関する要請(1回目)
	6月27日	「経済財政改革の基本方針2008~開かれた国,全員参加の成長,環境との共生~」閣議決定 ・歳出・歳入一体改革...基本方針2006及び2007の堅持 ・消費税を含む税体系の抜本改革を早期に実現 ・道路特定財源を平成21年度から一般財源化 ・平成21年度中にできるだけ速やかに地方分権一括法を国会に提出 ・国の出先機関の見直し。実現計画を平成20年度内に策定 ・道州制ビジョンについて道州制ビジョン懇談会において引き続き検討
	7月3日	6/20知事会要請に対する国土交通省からの回答
	7月9日	全国知事会から国土交通省へ再資料要求(2回目)
	7月17日	7/9知事会要請に対する国土交通省からの回答
	7月18,19日	全国知事会議(横浜市)
	7月25日	第1回道路・河川の権限移譲に関する協議 ・全知側:京都府(分権特委員長),山形県(まちづくりPT長),佐賀県 ・国交省:官房長,技術審議官,河川局長,道路局長 ・先行事例的なモデルケースを選定し,これをベースにした検証を行うことで合意
	8月1日	政府地方分権改革推進本部「国の出先機関の見直しに関する中間報告」決定
	8月21日	道路・河川の権限移譲に関するモデルの決定(国交省への通知等) ・具体的な路河川名の一覧を国交省へ提供。但し,具体的な路河川名は非公表。

- 平成20年 9月16日 地方分権改革推進委員会「道路・河川の移管に伴う財源等の取扱いに関する意見」を取りまとめ，総務大臣に提出
- ・道路・河川の移管に伴い地方自治体に移る事務・権限に係る経費については，全額を地方の財源として移譲することを原則
 - ・地方自治体への財政上の措置は，最終的には税源移譲と地方交付税によることが基本
 - ・当面，今までの直轄事業を国庫交付金事業として地方自治体が執行することとし，国直轄事業と同じ国費率（整備2/3，維持管理5.5/10）の「交付金」を創設する方向で検討すべき
- 9月22日 麻生太郎自由民主党新総裁誕生
- 9月23日 自民党・公明党連立政権合意
- ・地方自治体間の財政力格差の是正に向けた取り組みを引続き行うとともに，地方分権を一層推進するため，国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等に徹底的に取り組む。
 - ・道州制の導入を推進するため，道州制基本法（仮称）制定に向けて，内閣に「検討機関」を設置する。
- 9月29日 麻生総理大臣所信表明演説
- 「...処方箋は，地域によって1つずつ違うのが当たり前。中央で考えた一律の策は，むしろ有害ですらあります。だからこそ，知事や市町村長には，真の意味で地域の経営者となってもらわなければなりません。そのため，権限と責任を持てるようにします。それが地方分権の意味するところです。進めるに際しては，霞ヶ関の抵抗があるかもしれません。私が決断します。国の出先機関の多くには，二重行政の無駄があります。国民の目も届きません。これを地方自治体に移します。最終的には，地方主権型道州制を目指すと申し上げておきます。」